

環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業

800百万円（1,000百万円）

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

2020年に90年比25%削減という中期目標を達成するためには、金融のツールをも総動員して、地球温暖化対策を大幅に加速化する必要がある。

環境金融の一形態として、「環境格付融資」がある。これは、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果が高い企業に対して低利融資を行うものである。環境格付融資によるスクリーニングが広まれば、企業はよりよい環境格付と低金利を目指して環境対策に自主的・積極的に取り組むようになり、企業による環境対策の大幅な促進が図られる。

本事業は、こうした金融機関による環境格付融資の取組を促進しつつ、企業の地球温暖化対策を促進するため、企業の地球温暖化対策に係る投資に対し金融機関が行う環境格付融資について、利子補給を行うものである。

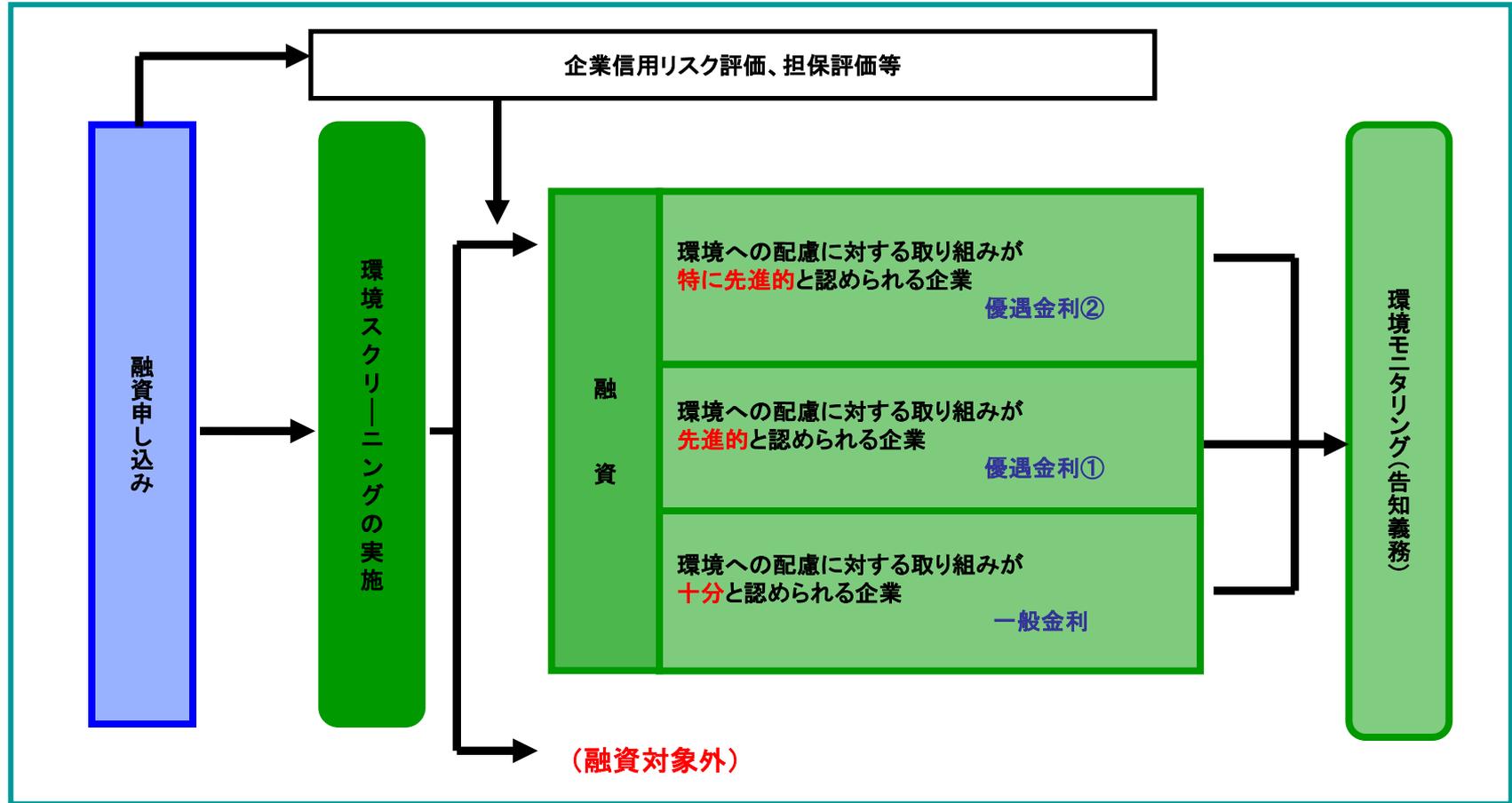
2. 事業計画

企業の地球温暖化対策に係る投資に対し、金融機関が行う環境格付融資について、融資を受ける事業者が融資を受けた年から5カ年以内にCO₂を5%以上削減（排出量削減又は原単位の改善）することを条件として、当該融資残高の1%を限度として利子補給を行う。

3. 施策の効果

多くの民間金融機関が環境格付融資を実施することにより、企業の環境対策が促進される。また、特に地球温暖化対策設備投資の促進につながる。

環境配慮型融資の概要



融資対象

地球温暖化対策

利子補給誓約条件

融資を受けた年から5ヶ年以内に
「5%以上のCO2排出原単位削減」を達成

利子補給

融資残高に対して年1%を限度として利子補給を行います。

(金利※ - 1%)で融資が受けられます。

※環境スクリーニングにより決定された優遇金利②・
優遇金利①・一般金利